

# 平成15年度の農作業賃金標準額のお知らせ

角田市農業委員会は、平成15年度の農作業賃金標準額を次のとおり定めました。農作業受委託は、委託者と受託者のお互いの信頼関係が大切です。両者の信頼関係のもとに作業や支払い等についてきちんとしましょう。

作 業 名		単 位	標準額(円)	備 考
耕 起	ロータリー	10アール	5,500	耕深13cm以上
	プ ラ ウ	10アール	6,000	
砕 土		10アール	3,700	
代 か き		10アール	5,500	均平作業が伴う場合は両者で協議・決定
田 植	機 械 植	10アール	6,500	植え付けのみ
育 苗	稚 苗	1 箱	700	
	中 苗	1 箱	700	
刈 取	バインダー	10アール	7,500	
	コンバイン	10アール未満	21,700	籾運搬1,200円含む
		10アール以上	19,700	籾運搬1,200円含む(湿田の場合は21,700円)
脱 穀	ハーベスター	10アール	8,000	運賃別
乾燥から調整まで		30kg	800	※14年度は900円
調 整		30kg	400	※14年度は450円
水 田 防 除		10アール	800	
肥 料 散 布		10アール	800	機械による土づくり肥料散布
堆 肥 散 布		10アール	3,500	1.5トン(積み込み・運搬を含む)
畦 畔 づ く り		1メートル	50	片側
苗 運 搬		10アール	1,000	
一 般 農 作 業		1日	7,000	軽作業の場合は5,500円

(注)

1. ほ場条件(大区画ほ場、未整理地、飛び地等)で農作業の能率に著しい差異がある場合は、両者で協議の上決定してください。
2. 一日の労働時間は8時間当たりですが、超過作業の場合は両者で協議してください。
3. 農作業賃金標準額には、消費税は含まれてはいません。

お問い合わせ先：角田市農業委員会事務局（電話63-0133）